

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 428

2022年(令和4年)10月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

自由同和会大阪府本部第37回大会 講演レジュメ

インターネット上の人権問題 金子匡良 (法政大学)

1 インターネットの功罪

| ネットの特徴 | 功 | 罪 |
|---------|-------------|---------------|
| 簡易である | 誰でも利用できる | 誰でも悪用できる |
| 匿名性が強い | 自由な活動が行える | 無責任な活動が行われる |
| 広範性が強い | 多くの人に伝えられる | 多くの人を傷つけられる |
| 瞬時性が強い | すぐに伝えられる | 熟慮の機会がない |
| 情報検索が容易 | 有益な情報を集めやすい | 有害な情報も集めやすい |
| 情報が消えない | 有益な情報が蓄積される | 有害な情報が半永久的に残る |

2 インターネット上の人権問題

・インターネットの普及とともに、誹謗中傷、プライバシー侵害、差別書き込みなどが増大する。
・特に部落差別での問題が目立つ。
e.g. 「B地区へようこそ」事件(2007)、鳥取ループ・示現舎事件(2016)

3 インターネット上の人権問題への対処

①行為者を特定し、被害者が損害賠償を請求する。／【問題点】行為者の特定が困難。被害者の負担が大きい。被害者が不特定集団の場合は、請求できない。
②行為者を特定し、侮辱罪・名誉毀損罪等で刑事告訴する。／【問題点】①とほぼ同じ。

③プロバイダーに削除要請を行う。／【問題点】プロバイダー側に削除義務はない。広範かつ継続的に行わなければ効果が薄い。

4 インターネット上の差別発言規制と表現の自由

・インターネット上の人権問題への対処として、差別発言の法的規制を求める声がある。
・しかし、差別発言の法的規制には、次のような問題点がある。
①「正当な発言」と「不当な発言」の区別が困難。
②発言を萎縮させる危険がある。
③表現の自由(憲法21条)を侵すおそれがある。

5 差別発言に表現の自由は認められるのか?

・差別的な発言に自由が認められるか否かをめぐっては、2つの考え方が対立している。
【思想の自由市場】論(アメリカにおける通説的見解)
・差別的な発言であっても、表現の自由が認められるべきである。
・仮に差別的な発言が行われても、民主主義が機能していれば、そのような発言は民主主義的議論の中で淘汰されていくはずである。
【開く民主制】論(ヨーロッパ諸国(特にドイツ)における通説的見解)
・自由や平等は、それを否定する者たちと闘わなければ維持することはできない。
・自由や平等を否定するような発言には、表現の自由は保障されないと考えるべきである。
・したがって、平等を否定する差別的な発言は、それが社会に拡大しないように規制することができる。
※ドイツ基本法18条 意見表明の自由…を自由で民主的な基本秩序に敵対するために濫用する者は、これらの基本権を喪失する。

6 今後の課題

・プロバイダー事業者の自主的取組の支援
・被害者・被害者団体の支援
・非規制的な手法による差別発言への対処
・限定された規制的手法の検討



令和四年七月三日(日)シテイプラザ大阪に於いて開催の「自由同和会第三十七回大阪府本部大会」にて、法政大学法学部金子匡良教授の記念講演を「インターネット上の人権問題」と題して講演していただきました。
また、「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」(令和四年四月一日施行)にも触れられ、貴重なお話を頂戴しました。

大阪府人権教育推進計画 (令和4年9月改定・一部掲載)

推進計画

推進計画は、前述のとおり、基本方針が示す、「人権意識の高揚を図るための施策」に係る基本方向に沿った施策を着実に推進するための計画です。

また、人権教育にかかる府の様々な施策計画に対する上位計画、及び「国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定・実施する」という、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が定める地方公共団体の責務を府が果たすための基本計画の性格も併せ持つものです。

推進計画の推進に当たっては、次の3点に特に留意することとします。

(1) 人権教育のさらなる充実

- ・参加・体験型の学習機会の充実
府民の身近なところで参加・体験型の学習機会の普及を図る。
- ・研修内容の充実
日常生活の中での出来事を題材としながら人権について考えられる等、研修の内容を工夫する。

(2) 指導者の養成及び活用

養成した人材を地域、職場等において活用できる方策を検討する。

(3) 人権情報の効果的な提供

受け手のニーズを把握し、効果的な情報提供ができるよう工夫する。

なお、本計画は、SDGsの取組として、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざし、推進します。

3-1 人権教育の推進

【基本方針における施策の方向】

人権教育は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場や機会をとらえて、推進する必要があります。なかでも、人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢をはぐくむことが重要です。

したがって、幼少期から生命の尊さや人の人たる道(人間として基本的に守らなければならないルール)に気づかせ、豊かな情操や思いやりをはぐくみ、お互いを大切にできる態度と人格の育成をめざす人権基礎教育に、基本方針に掲げる2つの基本理念を踏まえて取り組むことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとするうえで、大きな役割を果たすと考えられます。

このため、人権啓発や同和教育の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を、学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や行動に結びつくような実践的な学習へと転換を図ります。

さらに、人権が尊重される社会の実現に深くかかわる立場にある者が、常に人権尊重の意識や態度をもって、職務の遂行に臨むことが重要であり、大阪府職員をはじめとする公務員や教職員、警察官、医療関係者、福祉関係者等に対する人権教育を充実します。

(1) 家庭、学校、地域、職場等における人権教育の取組に対する支援

○ 家庭や学校、地域、職場等あらゆる機会や場をとらえて、人権及び人権問題に係る知識を深めるだけでなく、人権侵害を生み出すおそれのある慣習や社会の仕組み等への気付きを促すとともに、人権問題の解決に資する技能と態度が身に付くような人権教育の取組に対する支援を行います。

その際には、自己を肯定する自尊感情や、他者の立場や痛みを理解し、自己の権利とともに他者の権利を尊重することを学び身に付けることが、社会生活を営む上での基礎となるものであること、及び就学前の幼少期から生命の尊さや人の人たる道に気付かせ、豊かな情操や思いやりを育み、お互いを大切にできる態度と人格を培うことは、その後の成長に応じた人権教育を実効的なものとする上で大きな役割を果たすものであることを踏まえます。

また、人権教育が効果を上げるためには、まず、その教育の場自体において人権尊重が徹

底され、人権尊重の精神が確立されている環境であることが求められることについて、理解を促します。

○ 人権侵害を受けた(受けるおそれのある)者をいかに守るかに重点を置いた教育のみでなく、他人の痛みが分かるような想像力や人権感覚(偏見や差別を見抜く力、差別を許さない心)、さらに、差別を解消するために主体的に行動することのできる技能や態度を身に付けることのできる教育を、今後とも推進します。

○ 情報化の進展によりSNS等インターネット上において人権侵害事象が生起していることに留意しながら取組を進めることが重要です。

そのため、情報の発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つとともに、利用者も様々な情報に惑わされることなく主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)を育成する取組を今後とも進めます。

○ 府民一人ひとりが違いを認め合い支え合うことのできる、豊かな人間関係づくりに向けた取組を支援します。

○ 近年、仲間はずしや言葉・暴力によるいじめによって、時には命に関わる深刻な状況も生み出されています。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけるとともに、学校・家庭・地域等が協働して、いじめの未然防止に向けた取組を進めます。

(2) 教育の機会均等の確保と「学び」の場の充実

○ すべての人々が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は非常に大きいものがあります。このため、すべての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うこと等を通して生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要です。一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、今後とも、学校教育の充実に向けた取組を推進します。

また、学校がすべての子どもにとって、安心して安全に学ぶことができ、同時に、一人ひとりの違いを認め合う感性や集団生活を通して自らの権利と義務を自覚する態度を育成する場所となるような取組を進めます。

○ 府民一人ひとりが、社会生活を営むために必要な知識や技能を身に付け、生涯にわたり自分らしい生き方を選択できるよう、地域、職場といった身近な場所において、自立とエンパワメントを支援する様々な学習活動の機会や場の充実を進めます。

また、識字・日本語学習のような基礎教育の学び直し等の取組を促進します。

(3) 現実に起こっている人権問題を踏まえた課題の共有・教材化

○ 人権学習を、学ぶ者にとって知識を深めるだけでなく、自分にも関わる事柄として認識を深め、人権問題の解決に資する技能と態度を身に付けていけるものとするため、人権相談事例等を通して明らかになった人権の現状や課題について、その背景や要因等を分析、整理するとともに、その結果を共有・教材化することにより、人権教育・啓発に生かしていく取組を進めます。

(4) 多様な文化や価値観を持つすべての人々が共生できる人権教育の推進

○ 「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標であるSDGsの達成が求められる中、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする2025

年大阪・関西万博の開催を控え、国際都市にふさわしい環境を整備していくことが喫緊の課題となっており、あらゆる機会を通じて、共に生きることの大切さを学び、異なる文化や価値観等に対する理解を促進するとともに、ヘイトスピーチを許さない社会機運の醸成や性の多様性の理解増進に資する教育・啓発の取組を進めます。

(5) 人権研修の推進・促進

○ 参加者の属性、具体的なニーズやレベルに応じつつ、人権尊重社会の構成員に求められる「知識・技能・態度」を身に付けることができる、多様で体系的な研修が行えるよう検討を進めるとともに、参加者の気付きを促し、技能と態度を培うことを目的とした参加・体験型の研修や、マイノリティの立場に置かれている当事者の体験や考え方に直接触れ、「人権問題を自らのことと受け止めることのできる」研修の取組を推進します。

○ 研修の内容については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチとを組み合わせるよう留意します。

○ 人権をめぐる国際的な動向や我が国での人権尊重の取組を学ぶ研修の取組を推進します。

○ 研修の実施後は、その効果を検証し、見直しや改善につなげていくことが重要です。目指すべき目標の設定や検証のための適切な手法を検討するなど、より効率的・効果的な研修となるよう、研修の効果検証のための取組を推進します。

〔公務員に対する人権研修の推進〕

○ 人権尊重の視点に立った府民との応対や業務執行等が自然体でなされるよう、様々な人権問題の背景や現状、課題について知的理解を図るだけでなく、豊かな人権感覚を身に付け、人権問題を的確に捉える能力・感性を適正に育むことを目的に、職員採用時から計画的な取組を進めます。

研修に当たっては、参加者の職階ごとの育成目標や研修内容、手法等について定めたカリキュラムを策定することにより、参加者の具体的なニーズやレベル、業務内容に応じた多様な取組を進めます。また、その効果の検証に努め、さらなる改善に結び付ける等、研修の充実を図ります。

〔教職員に対する人権研修の推進〕

○ あらゆる教育活動が豊かな人権意識・人権感覚を持って展開できるよう、「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を推進するとともに、学校において今なお人権侵害が生じている現状を踏まえ、研修の工夫・改善、それぞれの学校に即した研修の充実等、一層の取組を推進します。

また、これまでの人権教育の取組の成果を継承しながら、研修カリキュラム等について検討を進めるとともに、その効果の検証に努め、さらなる改善に結び付ける等、充実を図ります。

〔警察職員に対する人権研修の推進〕

○ 採用・昇任時、専門教養のための警察学校及び職場におけるあらゆる機会を捉え、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）に定める基本的人権の尊重を柱とする「職務倫理の基本」に基づき、各種の職務倫理教養の一層の充実を図ります。

○ 人権尊重に配慮した府民応接活動、被害者への適切な対応、被疑者・被留置者の適正な処遇等についての人権研修を、引き続き実施します。

〔福祉・医療関係者に対する人権研修の促進〕

○ 子ども、障がい者、高齢者等に対する処遇や介護に直接当たる等、人権の保障に密接な関わりを持っており、人権について高い見識が求められる社会福祉施設の職員等の福祉関係者及びインフォームド・コンセント〔4〕の確立やプライバシーの保護、病歴等医療情報の秘密の保持等、患者一人ひとりの人権を尊重する医療の実現に携わる医療関係者が所属する法人や当該法人を構成員とする各実施主体等により幅広く実施されてきたこれまでの取組をさらに促進するため、関係団体との連携を図りながら、研修の充実を図っていきます。

また、それぞれの職務内容に応じた研修が行われるよう、その内容の充実に向けた取組を促進するとともに、事例から学ぶ実践的な研修が行われるよう支援を行います。

〔民間団体、企業等における人権研修の促進〕

○ 人権が尊重された社会づくりを行うためにはその主体的な取組が欠かせない、社会の構成員として重要な役割を担う民間団体、企業等それぞれにおいて、人権研修が効果的かつ総合的に推進されるよう働きかけを行うとともに、各課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い取組がなされるよう、内容・手法等について支援します。

○ 企業等に期待される社会的責任 (Social Responsibility) の積極的・主体的な遂行の一環として、人権に関する法令がその活動の隅々にまで生かされる「コンプライアンスの取組」の促進を図るとともに、人権が尊重された社会づくりに積極的に貢献することが企業等の持続的な発展にもつながることへの理解が深まるよう支援を行います。

〔4〕 医師が患者に診断の結果や治療の必要性を説明する等十分な情報提供を行うことにより、患者が納得し同意してから治療することを言います。

3-2 人権教育に取り組む指導者の養成

【基本方針が示す施策の方向】

府民が日頃から人権問題について考え、自主的・自発的にその解決に取り組むことが重要であることから、府民の身近なところで人権教育に取り組む指導者の養成や、人権教育を効果的に推進するために重要な役割を果たす専門的な指導者の養成を図ります。また、そのために、人権教育に関する諸機関との連携や支援に努めます。

(1) 地域、職場等において人権教育を担う人材の養成

○ 地域、職場等において、身近な指導者として人権研修を担うとともに、人権教育に係る事業を企画立案・実施する力量を備えた、コーディネーター役を担える人材及び参加・体験型学習の促進役であるファシリテーター〔5〕の養成を計画的に進めます。

その際には、育成レベルや学習内容を明確にした人材養成プログラムを作成することによ

り、学習水準の確保に努めます。

(2) 専門的知識を持った人材の養成

○ 個々の人権問題の原因・背景を分析し、人権教育の方法や教材、研修カリキュラムの開発等を通じて研究の成果を社会に還元し、及び身近なところで人権教育を担う人材の養成等 人権教育を先頭に立て進めることが期待される、人権について高度な専門性と豊富な経験を有する人材の養成に向けて、機運の醸成を図ります。

(3) 人材の活用

○ 養成した人材の活用及び人権を学ぶ者の具体的なニーズに応じた指導者の確保に資する講師リストの整備並びに市町村、関係機関等との共有を、引き続き進めます。

○ 府民が主体となった学習グループの形成や場づくりに成功したモデル事例を収集し、人材活用の観点から事例の検討を進め、学習の成果を他者に伝え広げていけるような人権教育の仕組みづくりに生かしていきます。

〔5〕 学習を進行するだけでなく、参加者の状況に応じて学習活動（アクティビティ）を用意し、進行しながら参加者の意見を引き出し、気付きを促しながら学びを深めていく役割を担います。

3-3 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

【基本方針における施策の方向】

多様な文化や価値観を大切にしよう豊かな人権文化を創造するためには、府民の自主的・主体的な取り組みを促すとともに、地域において様々な人々がふれあい、交流する場を増やし、相互理解を促進することが重要です。このため、NPOや企業等による人権教育や府民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を促す環境を整備します。

(1) 人権を知ること、考えること、行動することを支援する環境の構築

○ 一人ひとりの具体的なニーズに応え、日本国憲法や国際人権諸条約、人権に関する法律・条例等の具体的な人権関係規程の趣旨・内容や個別・具体的な人権問題の解決に際して利用することができる行政サービス・方策等、問題の発見から解決のための方策・手順等について、知ること、考えること、行動することを支援する環境づくりを推進します。

(2) NPO等民間団体と連携した取組の推進

ア NPO等民間団体の活動に対する支援

○ 人権に関する活動を行うNPO等民間団体〔6〕それぞれの活動事例についての研究発表・交流会等の機会と場の提供や活動内容の府情報誌への掲載等、団体の主体性に配慮しつつその活動を支援することにより、団体が府・市町村や府民、企業等様々な主体とのつながりを深め、活動の幅を広げていく取組を推進します。

イ 連携・協働体制の構築

○ 人権に関する活動を行うNPO等民間団体と、十分な意見交換を通じて、機動性や自立性といったその特長を生かした連携・協働体制の構築を図ります。

〔6〕 NPO法人以外に、福祉、保健・医療、教育、子育て、まちづくり、法曹等の様々な活動分野で人権相談、教育啓発等の人権に関する活動を行う団体その他研究団体や企業等の協議会組織も含まれます。

3-4 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

【基本方針が示す施策の方向】

人権教育は、大阪府のみならず、NPO・企業・学校・市町村など様々な主体により、対象者やニーズに応じて様々な機会を通じて実施されることにより、より効果を高めるものです。このため、人権教育の各実施主体に対して、必要に応じて人権教育についての知識・手法や講師・教材、あるいは活動事例等についての情報などが適切に提供できるよう、人権教育に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

(1) 人権教育情報の収集・提供

○ 人権教育を目的とした映像や書籍、先進事例等の情報収集を図るとともに、広く市町村や民間団体、府民に、そのニーズに合致した情報を提供します

(2) 人権教育教材の開発

○ 国際人権条約をはじめ人権に関する法律、条例等の具体的な権利について理解を深めるものや人権救済・相談から見えてきた課題を「学び」に生かすため事例化したもの、自尊心の大切さに気付かせるもの等、実践的な教材の整備を推進します。教材の開発に当たっては、人権を学ぶ者のニーズ、レベルを踏まえきめ細かく作成するため、人権関係機関との連携を深め、その内容の充実を図ります。

○ 地域、学校、職場等身近なところで活用できる、参加・体験型学習用の教材を、引き続き開発します。

(3) 調査・研究機能の強化・充実

○ インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害、ヘイトスピーチ等新たな人権問題が生起する中、大学や民間機関においてメディア・リテラシーや表現の自由と人権尊重のあり方等様々な研究・アプローチが行われています。これらの成果を有効に活用し、新たな教材の作成等効果的な施策に結び付けていこう、人権に関する世論について情報収集に努めるとともに、人権教育に係る研究者等との連携を深めていきます。

(4) 人権意識の高揚につながる情報の発信

○ 府情報誌をはじめ、インターネットの積極的な活用等、あらゆる媒体を利用した積極的・継続的な情報発信を行います。情報発信に当たっては、人権相談等の施策と連携して、必要とされる情報を適切に提供するとともに、媒体や手法、緊急性等について絶えず点検を行い、効率的・効果的な施策推進を図ります。